

新潟市における法令遵守の推進等に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 公益目的通報（第8条—第11条）
- 第3章 特定要求行為（第12条—第14条）
- 第4章 その他（第15条—第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、職員の職務に係る法令遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保することにより、市民の負託にこたえ信頼される市政を確立し、もって市民の利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する本市（以下「市」という。）の職員をいう。
- （2）職員等 市に対し公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する労務を提供する者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定した者が行う市の施設の管理業務に従事する者をいう。
- （3）法令 法律，法律に基づく命令（告示を含む。），条例，規則及び規程をいう。
- （4）任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- （5）公益目的通報 職員等が、市政運営上の法令違反又は人の生命，身体，財産若しくは生活環境に重大な損害を与える行為（不作為を含む。以下「違法行為等」という。）が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときに、不正防止のために新潟市法令遵守審査会に対して行う内部通報をいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。
- （6）公益目的通報者 公益目的通報をした職員等をいう。
- （7）特定要求行為 職員以外のものが職員に対し、その職務に関し、特定の団体又は個人（以

下「特定のもの」という。)を他のものと比べて有利に扱うなど特別の扱いをすること(不作為を含む。)を求める働きかけをいう。ただし、公聴会、議会、説明会など公開の場でなされたもの、陳情書、要望書、依頼書など公式の書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。)によるものその他の通常の適正な職務の遂行に係るものであることが明らかであるもの(その態様が暴力的行為、どう喝、威嚇等職員の公正な職務の遂行を妨げるものを除く。)を除く。

(8) 不当要求行為 特定要求行為のうち、正当な理由なく次に掲げることを求める行為で職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白である働きかけをいう。

ア 特定のものに対して有利又は不利な取扱いをすること。

イ 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げること。

ウ 職務上知り得た秘密を漏らすこと。

エ 遂行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに行わないこと。

オ その他法令に違反すること又は職員としての倫理に著しく反することを行うこと。

(倫理原則等)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であることを深く自覚し、正当な理由なく一部に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等不当な差別的扱いをしてはならず、常に市民の立場に立って公正かつ親切な態度で職務を遂行しなければならない。

2 職員は、自らの行動が市全体の信用に影響を及ぼすことを常に認識し、公私の別を明らかにするとともに、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

3 職員は、職務に関する権限行使に当たっては、その関係者から贈与を受けるなど市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

4 職員は、他の者に教示することにより職務の公正を損ない、又は職務に不当な影響を及ぼすおそれのある情報については、秘密とするなど適切に管理しなければならない。

5 職員は、職務の遂行に当たっては、法令を遵守し、上司の指示に従うとともに、不当な要求に対しては毅然として対応しなければならない。また、市民に対しては、この条例の趣旨等について十分な説明を行うとともに、行政の透明化を図ることにより市政に対する理解と協力を得られるよう努めなければならない。

(任命権者等の責務)

第4条 任命権者は、職員に対する研修の実施、不当要求行為に適切な対応ができる体制の整備、公益目的通報者の保護、関係者への指導啓発等この条例の目的を達成するために必要な措置を講

じなければならない。

- 2 管理又は監督の地位にある職員は、その職務に係る法令遵守及び倫理の保持について自らの責務を深く自覚するとともに、所属の職員に対して常に適切な指導を行わなければならない。

第5条 何人も職員に対し公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を要求してはならない。

(法令遵守審査会)

第6条 公益目的通報及び特定要求行為に関する調査、審査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、新潟市法令遵守審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員3人で組織する。
- 3 委員は、弁護士等法令に関し専門的知識を有する者の中から市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。
- 8 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることがない。
- 9 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害のある事件については、調査及び審査をすることができない。
- 10 審査会の会議は、委員全員の出席をもって開催するものとする。ただし、やむを得ない事情のある場合は、この限りでない。
- 11 審査会の会議は、非公開とする。ただし、審査会が必要と認める場合には、公開することができる。

(審査会の職務)

第7条 審査会は、次に掲げる職務を所掌する。

- (1) 第10条に規定する公益目的通報の受理、調査、審査等に関する事項
- (2) 第13条に規定する特定要求行為の調査、審査等に関する事項

第2章 公益目的通報

(公益目的通報)

第8条 職員等は、第2条第5号の公益目的通報（以下「通報」という。）をすることができる。

2 職員等は、通報をする場合は、原則として実名により誠実に行うものとし、この制度を濫用してはならない。また、匿名により通報をする場合には、通報事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を審査会の委員に示さなければならない。

(不利益取扱いの禁止等)

第9条 市長及び任命権者（以下「市長等」という。）は、公益目的通報者（以下「通報者」という。）に対して通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。

2 通報者は、通報をしたことによって不利益な取扱いを受けたと思料するときには、委員にその是正の申立てをすることができる。この場合において、通報者がそれ以後に受けた不利益な取扱いは、特段の理由のない限り、当該通報をしたことを理由としてなされたものと推定する。

3 市長等は、通報者を保護するため、通報者が特定されるおそれがある情報は公開してはならない。

(通報に係る審査会の職務)

第10条 第7条第1号の規定にかかわらず、審査会は、委員に通報の受理及びその調査を行わせるものとする。

2 審査会の委員は、通報を受けたときは、審査会に通知するとともに当該通報の内容について速やかに調査を行い、審査会は、その調査に基づき速やかに審査を行うものとする。

3 審査会は、審査の結果当該通報どおりの事実があると認めるときは是正措置等についての意見を付して、また、該当する事実がないと認めるとき又は調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならないときはその旨を、市長等に報告するものとする。

4 審査会は、審査の結果を通報者に通知しなければならない。ただし、匿名の通報者又は報告を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

5 審査会は、市長等が正当な理由なく次条第1項の措置をとらないときは、これを公表することができるものとする。

6 前条第2項の是正の申立ての調査及び審査については、第1項から前項までの規定を準用する。

(通報に係る措置等)

第11条 任命権者は、前条第3項の審査会の報告（前条第6項で準用する場合を含む。）を受けた場合は、速やかに審査の結果に基づいて必要な事実の確認を行うとともに審査会の意見を尊重し、違法行為等を是正し再発を防止するために必要な措置を講じるものとし、市長は、その概要を公表するものとする。

2 市長等は、前項に規定する場合のほか、通報者が通報をしたことにより不利益な取扱いを受け、

又は受けるおそれがあると認めるときは、速やかに改善又は防止のために必要な措置を講じるものとする。

3 任命権者は、職員等が自ら関与している違法な行為について通報をした場合には、当該職員等の懲戒処分については、通常処分より軽減することができるものとする。

4 市長等は、通報に係る事実がないことが判明した場合等で関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するため適切な措置を講じるものとする。

第3章 特定要求行為

(特定要求行為への組織的対応)

第12条 職員は、特定要求行為があったときは、行政の透明化を図るとともに公正な職務の遂行を確保するため記録をし、上司に報告するとともに、当該記録を審査会に提出することにより組織的に対応しなければならない。ただし、明らかに不当要求行為に該当しないと判断したものについては、審査会に提出しないものとする。

2 前項の規定により記録をする情報に、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第6条第2号ただし書エの規定により情報の公開の対象となる情報が含まれる場合には、作成した記録の内容について当該記録に係る特定要求行為を行った者に確認を求めるものとする。

(特定要求行為に係る審査会の職務)

第13条 審査会は、前条第1項の規定により提出された記録について不当要求行為に該当するものか定期的に調査及び審査をするものとする。

2 前項の規定によるもののほか、前条第1項の規定により作成した記録のうち不当要求行為に該当すると思料するものがあるため市長等が審査会に当該記録を提出したときには、審査会は、速やかに必要な調査を行い、当該特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうか審査しなければならない。

3 審査会は、前2項の規定による審査の結果、不当要求行為に該当すると認めるときは是正措置等についての意見を付して、また、該当しないと認めるときはその旨を、市長等に報告するものとする。

4 審査会は、市長等が正当な理由なく次条の措置をとらないときは、これを公表することができるものとする。

(不当要求行為に対する措置)

第14条 市長等は、前条第3項の規定により不当要求行為に該当するものがあるとの報告を審査会から受けたときは、速やかに報告に基づいて必要な事実確認を行うとともに審査会の意見を尊重

し、当該不当要求行為を行ったものに対し警告する等必要な措置をとるものとする。また、この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該不当要求行為を行ったものの氏名、警告の内容その他の事項について公表することができる。

第4章 その他

(職員等の協力)

第15条 職員等は、通報及び特定要求行為の調査及び審査のため審査会から求められたときには、協力をしなければならない。

2 前項の規定により調査に協力をした職員等は、その際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運用状況の公表)

第16条 市長は、通報及び不当要求行為の件数及びそれらの概要など前年度の運用状況について、毎年度公表するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成17年新潟市規則第200号で同17年10月1日から施行)

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる通報及び特定要求行為について適用し、同日前に行われたものについては適用しない。

(経過措置)

3 この条例の施行の日から公益通報者保護法の施行の日(平成18年4月1日)の前日までの間における第2条第2号の規定の適用については、同号中「市に対し公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第1項に規定する労務を提供する者」とあるのは「労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に該当する市の職員等、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者で市に派遣されている者、市との請負契約その他の契約に基づいて事業者が市の事業を行う場合における当該事業に従事する者」と読み替えるものとする。